

中央卸売市場整備計画の変更（案）の概要

平成 27 年 3 月
食料産業局食品製造卸売課

I 経緯

卸売市場法第 5 条に基づき農林水産大臣がおおむね 5 年ごとに定める「中央卸売市場整備計画」（以下「整備計画」という。）については、平成 23 年 3 月 31 日に現行の第 9 次の整備計画が定められたところである。

今般、地方卸売市場への転換を行ってから 5 年以上が経過する市場を削除する等の変更を行う。

II 第 9 次整備計画の変更（案）の概要

1 地方卸売市場への転換を行ってから 5 年が経過する市場について

山形市中央卸売市場	}	整備計画（別添 1）から削除
松山市中央卸売市場中央市場（花き部）		
松山市中央卸売市場水産市場		

（理由）

上記市場は、平成 27 年 3 月末で地方卸売市場へ転換した年度を含み 5 年が経過し、卸売市場施設整備の交付対象外となるため、第 9 次整備計画の（別添 1）「運営の広域化、地方卸売市場への転換その他の再編措置への取組を推進することが必要と認められる中央卸売市場及び取り組む再編措置の内容」から、これらの市場を削除する。

2 廃止する中央卸売市場について

横浜市中央卸売市場南部市場	整備計画（別添 3）から削除
---------------	----------------

（理由）

上記市場は、青果部、水産物部について平成 27 年 3 月末に廃止し横浜市中央卸売市場本場と統合するとともに、花き部について平成 27 年 4 月に地方卸売市場へ転換するため、第 9 次整備計画の（別添 3）「施設の改善を図ることが必要と認められる中央卸売市場又は必要に応じ施設の改善を図ることができる中央卸売市場及びこれらの改良、造成又は取得を必要とする施設」から、当該市場を削除する。